## 示

埼玉県告示第七百二十四号

出 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届 及び当該届出等を次 のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十四日

埼玉県知 事 上 田 清 司

届出の )概要等

1 大規模小売店舗の 名称及び所在地

アウトレッ トモー ル リズム (大井苗間ショ ッ ピングセンター

埼玉県ふじ み野市うれ し野二丁目十番三号

変更の概要

駐車場の位置及び 収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 三九五台

(変更後) 位 置 図面省略 収容台数 三九五台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位 置 図面省略 容量 六四・ 〇一立法メ ル

(変更後) 位 置 図面省略 容量 七六立法メー トル

大規模小売店舗におい て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 核テナ ント 午前十時から午後 八時

その他 午前十時三十分から午

後

畤

変更後) 核テナ ント 午前 八時から午前 〇時

その 他 午前 八時から午前 〇時

来客が駐車場を利用することができる時間 帯

(変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分

午前六時三十分から午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更後)

(変更前) 図面省略 二箇所

(変更後) 図面省略 四箇所

荷さばき施設におい

て荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後六時まで

(変更後) 午前六 時から午後十時まで

八 変更年月日

平成二十四年三月二日

## 届出年月日

平成二十三年五月三十一日

## 縦覧期間

平成二十三年六月十四日から平成二十三年十月十四日まで

#### Ξ 縦覧場所

埼玉県南西部地域振興センター埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振

# 四

イ 意見書提出期間対し、意見書の提出により、これを述べることができる。対し、意見書の提出により、これを述べることができる。の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

平成二十三年六月十四日から平成二十三年十月十四日まで

### П 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・ サービス産業支援課